

旭川市受付

28.1.13

こども育成課

平成28年1月13日

旭川市長
西川将人様

旭川市子ども・子育て審議会
放課後の児童の居場所づくりに係る方針策定部会
部会長 山村 志保子



放課後の児童の居場所づくりに係る方針について（答申）

平成26年度第3回旭川市子ども・子育て審議会において諮詢のあった事項について、
次のとおり答申します。

- 1 放課後の児童の居場所づくりに係る方針について（別紙のとおり）

放課後の児童の居場所づくりに係る方針について（答申）

放課後の児童の居場所づくりに係る方針については、妥当である。

ただし、施策を効果的に推進するため、以下の事項について留意されたい。

- 1 方針の目標について、旭川市子ども条例や方針に反映するべき課題を踏まえたものとすること。
- 2 子どもが健やかに成長できる環境とするため、地域において、子どもが学校や家庭以外に悩みを相談し、必要な支援につなげていくための機能が必要であり、子ども総合相談センターや児童センターの取組と併せて、検討を進めること。
- 3 方針を効果的に推進するため、子ども自身はもとより保護者や学校関係者等から意見を聴取し、反映に努めていくことが必要であり、今後、放課後子供教室の実施に向けて検討を進めるに当たり、留意されたい。
- 4 放課後子供教室及び留守家庭児童会における、子どもへのプログラム及び従事者に対する研修の内容については、育ち学ぶ施設の関係者等の意見を聴取しながら、検討すること。
- 5 放課後子供教室については、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進する上で効果的な取組である。そのため、特に、スタッフの確保及び子どもへの提供プログラムの検討に当たり、本事業の継続性を重視すること。

放課後の児童の居場所づくりに係る方針策定専門部会における
調査審議の経過について

開催日	内容等
平成26年 11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度第3回旭川市子ども・子育て審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会に対して諮詢 ・部会を設置し、調査審議を行うことを決定 ※諮詢事項のうち、以下の事項については、別に設置した部会等により調査審議・答申を実施済み <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度施行に向けた各種基準等について ・平成31年度までの期間における放課後子供教室の実施について ・留守家庭児童会の負担金について

平成27年8月に旭川市子ども・子育て審議会の委員改選があったことから、諮詢事項のうち、未了であった「放課後の児童の居場所づくりに係る方針」について、あらためて部会委員の指名等を経て、調査審議を行った。

平成27年 12月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回部会 <ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び職務代理委員の選出 ・会議運営のルールの決定 ・第1章「方針の策定に当たって」、第2章「方針の基本的な考え方」、第3章「具体的な取組内容」の1児童センターについて調査審議
平成27年 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回部会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3章「具体的な取組内容」の2放課後子供教室及び3放課後児童健全育成事業について調査審議
平成28年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回部会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3章「具体的な取組内容」の4放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成及び第4章「推進体制等」について調査審議 ・答申内容について協議及び取りまとめ ・協議及び取りまとめ内容を事務局で整理し、同日付で答申することを確認

(部会構成員)

氏名	所属団体等	備考
大橋綾子	公募委員	
斎藤素子	旭川市民生委員児童委員連絡協議会	
佐藤貴虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科	
松村三香	旭川市PTA連合会	
山村志保子	旭川市小学校長会	部会長